

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

アルコールの火災予防上の特徴

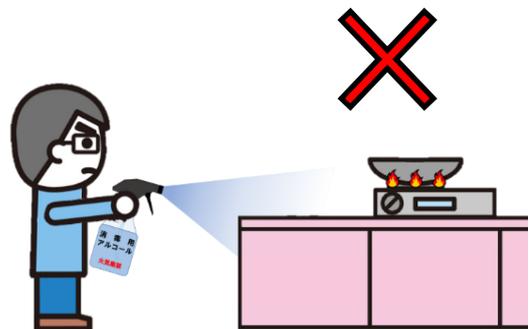
- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

火災予防上の一般的な注意事項

☆ 火気の近くでは使用しない

手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、火源があると引火するおそれがあります。

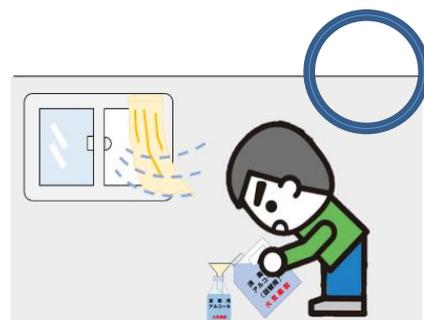
消毒用アルコールを使用する付近では、喫煙やコンロ等を使用した調理など火気の使用はやめましょう。



☆ 詰替えを行う場所では換気を行う

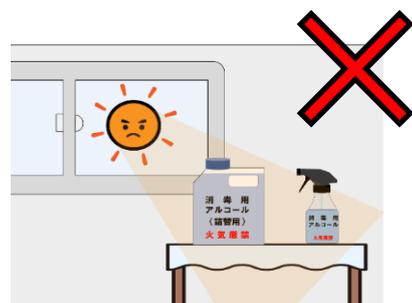
室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。

また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。



☆ 直射日光が当たる場所を避ける

消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。



☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。



☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。

○ 消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用され、届出又は申請が必要となる場合があります。

消毒用アルコール等（第四類アルコール類水溶性：消防法上の指定数量400L）

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無	受付、相談窓口
80L未満	届出、申請は必要ありません。	—
80L以上400L未満 （少量危険物貯蔵取扱い所）	届出が必要です。 （少量危険物貯蔵取扱い届出書）	管轄の消防署
400L以上 （許可、承認が必要な危険物施設）	申請が必要です。 （危険物製造所等設置許可申請書） （10日以内の期間、仮に貯蔵・取扱いをする場合は、仮貯蔵、仮取扱い承認申請書）	消防本部予防課

少量危険物：指定数量の五分之一以上指定数量未満

危険物施設：指定数量以上

※ 危険物に該当する消毒用アルコール等の容器に表示されている例

【表示項目】

- 1 危険物の品名：第四類・アルコール類
- 2 危険等級：危険等級Ⅱ
- 3 化学名：エタノール
- 4 水溶性（第四類のうち、水溶性の危険物の場合のみ表示しています。）
- 5 危険物の数量：1 L
- 6 危険物の類別に応じた注意事項：火気厳禁